



水道料金改定業務の支援

● 日本の水道料金

日本の水道は、市町村経営を原則として普及してきたため、地域によって水道料金が異なります。1か月20㎡使用の家事用全国平均料金(2022年4月1日現在)は3,334円ですが、最高料金は6,966円、最低料金は869円と約8倍の格差があります。

水道料金が高い理由、安い理由は、その地域ごとの水源や水道施設の整備状況等によって異なりますが、一般的には給水人口規模が小さい事業ほど、給水人口一人当たりの施設整備費が大きくなり、水道料金が高くなる傾向にあります。また、水道は独立採算による経営が原則ですが、一般会計からの繰り入れで水道料金を安く抑えているところもあります。

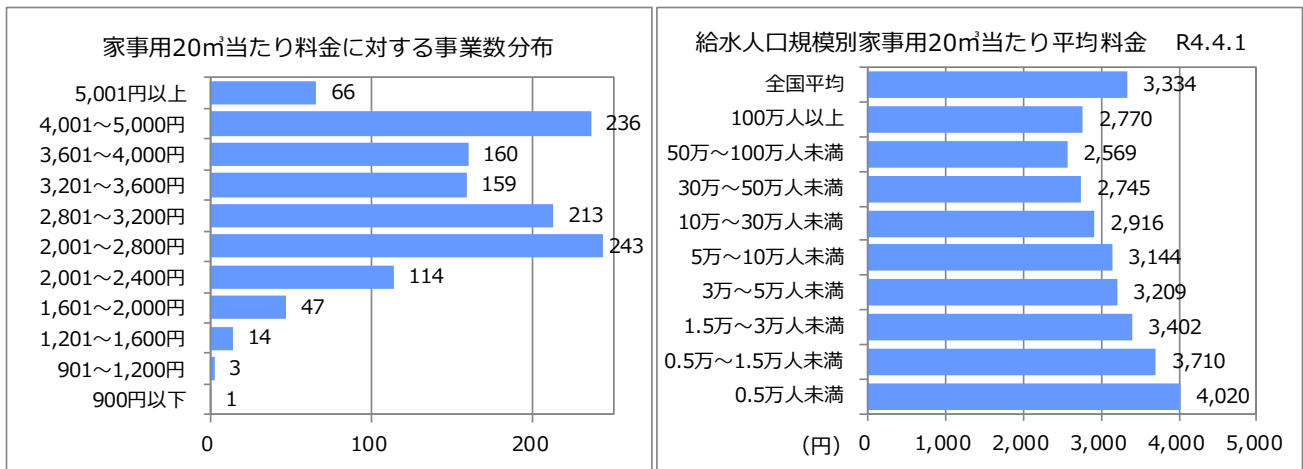


図1 水道料金の分布

出典:公益社団法人日本水道協会「水道料金表(令和4年4月1日現在)」

● 水道料金の算定手法

今後、施設の老朽化に伴い、その更新財源を確保しなければならない中、料金収入のベースとなる水需要量は全国的に減少傾向で推移しており、水道事業の経営を健全に維持するためには適正な料金水準を定めることが必要です。これは、新水道ビジョンの、「早期に取り込む主要な事項」の一つとしても取り上げられています。水道料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なもの」(水道法第12条第2項)が求められます。

水道料金の算定方法には、大きく分けて二つの算定手法(会計の継続性等)が用いられそれぞれメリット・デメリットがありますが、原則的には「水道料金算定要領」(2015年2月改訂)で定められる総括原価方式となっています。

表1 水道料金の算定手法

	損益収支方式(総括原価方式)	資金収支方式
概要	水道料金算定要領による方法で、企業債の元金償還金は除き、減価償却費は原価に反映するなど現金支出の伴わない費用も含めて料金を設定。	現金主義に基づき全ての現金収支を積み上げ、その収支を原則として料金算定期間においてバランスさせる観点で料金を設定。
メリット	水道料金算定要領に、将来更新需要に備えた資金確保の観点から資産維持費が規定され、標準の資産維持率は3%と示されるなど、料金算定において資産維持費を加味することに根拠がある。	資金面で支障が生じない範囲で料金を設定するため、住民・議会などの関係者にも分かりやすく、理解も得られやすい。
デメリット	総括原価方式で資産維持費を設定しても、利益が生じ、現金が多額に残れば料金の値下げ圧力が高まる。また、総括原価方式に基づき算定したとしても、現実的には資産維持費を適正に確保できる料金水準の設定(値上げ)が困難な場合もある。また、コスト削減のインセンティブが働きにくい。	現金収支の積み上げとなるため、特にコスト削減のインセンティブが働きにくい。

出典:総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」WG-第2回財政計画 資料2

● 日水コンからのご提案(料金改定案の策定)

当社では、更新計画や再構築計画等に基づく財政計画をベースに、料金改定案の策定支援を行います。料金改定には、検討から料金改定にいたるまで、約1年半の期間を要します。特に、議会・住民の理解が必要不可欠となるため、外部審議会を開催する機会が多く、利用者が納得できる資料作りが大きなポイントとなります。

また、料金改定案のベースとなる財政計画の策定やその上位計画となる水道事業ビジョン、経営戦略の見直しを含めた提案も可能です。

なお、現行の料金体系において一般家庭の料金が安くなるように配慮されている場合、「水道料金算定要領」に基づく料金体系で算定すると一般家庭の料金が大幅な値上げとなる場合があるため、一般家庭への激変緩和の方法についてもご提案できます。

<日水コンとして支援>

- 料金改定案の検討
⇒総括原価方式に基づく料金改定案の検討
- 水道料金審議会などの運営支援
⇒外部審議会の資料作成等
- 議会及び市民への説明資料の作成
⇒要点をまとめた住民説明向けの資料作成
- 水道事業ビジョンや経営戦略をあわせた水道料金改定業務の支援

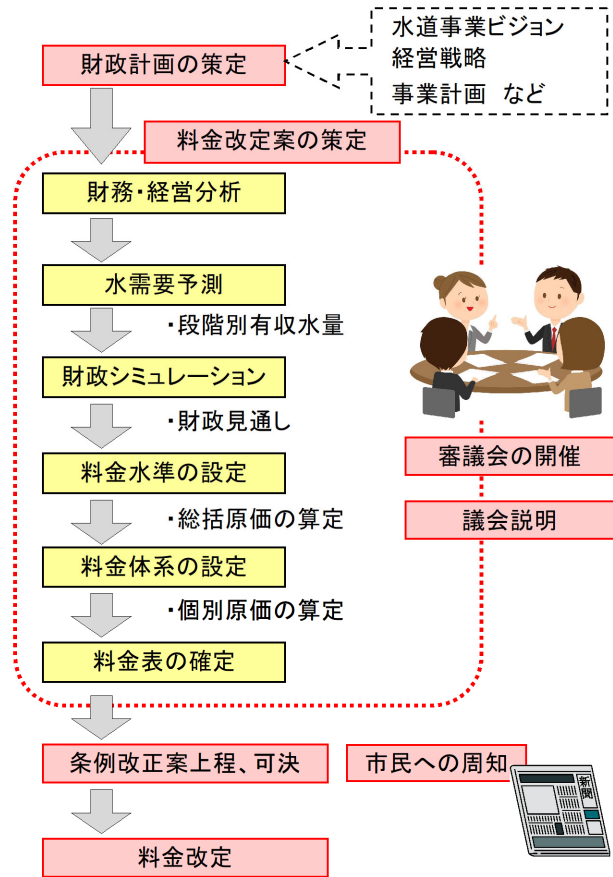


図2 水道料金改定の手順

● 厚生労働省の通知について

厚生労働省は、2023年7月6日付通知「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」(薬生水発0706第1号)を発出しました。この通知には、「資産維持費を含む適正な水道料金の設定について」として、水道法第14条第2項第1号に係る技術的細目(水道法施行規則第12条)に示される資産維持費等に関する規定※の確認が促されました。さらに、今後の立入検査で、長期的な収支の試算(同規則第17条の4第1項)を行った場合にあっては、当該試算に基づいた料金設定となっているか等の確認を新たに実施することで、水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化する予定であることが示されました。以下には、該当する水道法や施行規則の条文などの要点を示します。

※水道法及び水道法施行規則

- 法第14条第2項第1号: 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 規則第12条第1号: 水道料金を設定する基礎となる費用には、営業費用等のほか、資産維持費が含まれること
- 規則第12条第2号: 長期的な収支の試算は、費用や収益の算定時から3~5年後までの期間について算定すること
- 規則第12条第3号: 算定期間の適切な時期に見直しを行うこと

